

議案第八十七号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立高輪いきいきプラザの項中「東京都港区高輪三丁目十九番十一号」を「東

京都港区高輪三丁目十八番十五号」に改める。

別表二の部三田の項中

集会室C（洋室）

二、〇〇〇円

二、七〇〇円

三、六〇〇円

を

集会室C（洋室）

二、〇〇〇円

二、七〇〇円

三、六〇〇円

講習室（洋室）	五〇〇円	七〇〇円	九〇〇円	ガス調理器具の使用による増 五〇〇円。
---------	------	------	------	------------------------

に改め、

同部高輪の項を次のように改める。

高輪			
集会室 A（洋室）	九〇〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円
集会室 B（和室）	六〇〇円	八〇〇円	一、一〇〇円
敬老室（洋室）			一、九〇〇円

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

高輪いきいきプラザの建築工事の終了に伴い、位置を変更するとともに、同プラザの施設の使用料の規定を整備するほか、三田いきいきプラザに講習室を新設するため、本案を提出いたします。